

ID: 109

担当部署: 税務課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町後期高齢者医療に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成20年条例第17号		
<p>【根拠条文】 (延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき、1月を経過する日まで年7.3パーセント、1月を経過した日から納付の日まで年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が1,000円未満である場合においてはこの限りではない。またこの延滞金額が1,000円以上である場合、100円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日